

各部課長

殿

各警察署長

(回議先 交通課長)

保存期間	5年 (令和10年3月31日まで)
------	----------------------

徳島県警察本部長

原動機を用いる身体障害者用の車に係る署長の確認について（通達甲）
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）
第1条の4第2項の規定により署長が行う確認については、原動機を用いる身体
障害者用の車椅子に係る署長の確認について（平成31年3月28日徳交企第96号。
以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、この度、道路
交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）及び道路交通法施行規則等
の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号。以下「改正府令」という。）
の規定により、身体障害者用の車に関する規定が整備されることに伴い、改正府
令による改正後の施行規則第1条の5第2項の規定により原動機を用いる身体障
害者用の車について署長が行う確認（以下「確認」という。）に係る事務につい
ては、令和5年4月1日から、次のとおり運用することとしたので、事務処理上
誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、前同日をもって廃止する。

記

1 確認の手続

(1) 市町村長から通知があった場合の確認

市町村長から、利用者の住所地を管轄する署長（以下「所轄署長」という。）
に対し、通知書（別紙）により、車体の大きさの基準に適合しない身体障害
者用の車の購入に要した費用を身体障害者（児）に対して補装具費として支
給することを決定した旨の通知があったときは、通知書及び通知書の添付書
面により、速やかに確認を行い、当該市町村長に対し、確認証（別記様式第
1号）を送付するものとする。

なお、送付した確認証については、市町村長から利用者に交付されること
となる。

(2) その他の場合の確認

ア 申請の手続等

確認は、車体の大きさの基準に適合しない身体障害者用の車の利用者又は利用者から依頼を受けた者から、所轄署長に対し、確認申請書（別記様式第2号）の提出があった場合に行うものとする。

イ 審査の方法

申請に係る利用者が申請に係る大きさの身体障害者用の車を用いることがやむを得ないことについて、原則として、利用者及び申請に係る当該車についての实地調査の結果を踏まえて、確認の要否を判断するものとする。ただし、確認申請書に次の書類が添付されている場合には、利用者及び申請に係る当該車の实地調査に代えて、これらの書類の書面審査により確認の要否を判断してもよい。

- (ア) 身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ない旨を疎明する書類（身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ない旨を証明する医師その他の身体の状態を判断することができる者の作成する書面）
- (イ) 当該車を製作又は販売する者の作成に係る当該車の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

ウ 確認証の交付

所轄署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、確認証を交付するものとする。

2 確認証の携帯

利用者が確認に係る身体障害者用の車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

3 確認証の返納

利用者が確認に係る身体障害者用の車を利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を所轄署長に返納させるものとする。

4 記載事項の変更

- (1) 利用者の住所又は氏名に変更が生じたときは、速やかに所轄署長に届け出て、確認証の変更に係る事項の記載を受けさせるものとする。
- (2) (1)以外の記載事項に変更が生じたときは、新たに申請させるとともに、確認を受けさせるものとする。

5 再交付

確認証を交付した利用者から、確認証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の申出があったときは、再交付の申請を行わせるものとする。

6 確認状況の管理

所轄署長は、交通課に確認証管理簿（別記様式第3号）を備え付け、確認証の交付状

況を管理するものとする。

7 準用

記載事項の変更（4の(1)に限る。）及び再交付に係る手続は、1の(2)のA及びウ、3並びに6の規定を準用する。

8 運用上の留意事項

原動機を用いる身体障害者用の車で車体の大きさが施行規則第1条の5第1項第1号に規定された基準に適合しないものは、その利用者がその大きさの身体障害者用の車を用いることがやむを得ないことについて署長の確認を受けない限り、道路交通法（昭和35年法律第105号）上の身体障害者用の車には該当しないこととなるから、このような原動機を用いる身体障害者用の車を通行させている者を発見した場合には、速やかに署長の確認を受けるよう指導すること。

9 関係通達の改正

署における事務の専決基準について（平成26年3月27日徳務第185号）の一部を次のように改正する。

別表第2（副署長の専決事務）交通部関係の表原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る署長の確認について（平成26年1月20日徳交企第15号）の部中「原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る署長の確認について（平成26年1月20日徳交企第15号）」を「原動機を用いる身体障害者用の車に係る署長の確認について（令和5年3月28日徳交企第54号）」に改める。

別紙（1 関係）

通 知 書

年 月 日

警察署長 殿

通知者

印

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の5第1項第1号に定める車体の大きさの基準に該当しない身体障害者用の車の購入に要した費用を下記のとおり支給するので通知する。

記

1 受給者

住 所

氏 名

2 支給に係る身体障害者用の車の概要

(1) 車の名称

(2) 型式

(3) 製品番号

(4) 車の大きさ

長さ センチメートル

幅 センチメートル

高さ センチメートル

備考 1 身体障害者用の車とは、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に規定する電動車椅子をいう。

2 当該支給に係る決定通知書及び判定書の写しを添付すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号（1関係）

7. 5	
第 号	交付 年 月 日
確 認 証	
<p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の5第2項の規定に基づき、次の利用者が次の身体障害者用の車を利用することがやむを得ないことを確認する。</p>	
警察署長 印	
記	
1	利用者 住 所 氏 名
2	身体障害者用の車の概要
(1)	車の名称
(2)	型式
(3)	製品番号
(4)	車の大きさ
	長さ センチメートル
	幅 センチメートル
	高さ センチメートル
注意事項	
1	確認を受けた身体障害者用の車を道路で利用する場合には、必ずこの確認証を携帯して下さい。
2	確認証を受けた身体障害者用の車の利用を止めた場合は、速やかに確認証を返納して下さい。

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第2号（1関係）

<p>確認申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p>申請者 住所 氏名</p> <p>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の5第2項の規定に基づき、同項の確認を申請します。</p>	
確認を受けようとする身体障害者用の車の利用者	住所
	氏名
利用者以外の者が申請する場合	(利用者との続柄)
理 由	
確認を受けようとする身体障害者用の車	車の名称
	型式
	製品番号
	大きさ 長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（6関係）

確認証管理簿

受付 番号	受付年月日	① 通知者・申請者	車 両		送付・交付年月日	備 考
		② 受給者・利用者	型 式	製造番号		
	年 月 日	① ----- ②			年 月 日	
	年 月 日	① ----- ②			年 月 日	
	年 月 日	① ----- ②			年 月 日	
	年 月 日	① ----- ②			年 月 日	
	年 月 日	① ----- ②			年 月 日	
	年 月 日	① ----- ②			年 月 日	
	年 月 日	① ----- ②			年 月 日	
	年 月 日	① ----- ②			年 月 日	
	年 月 日	① ----- ②			年 月 日	
	年 月 日	① ----- ②			年 月 日	

- 備考1 記載事項の変更措置をしたときは、当該事項を朱書きすること。
- 2 住所変更により他の署において確認を受けた利用者が自署管内に転入してきた場合は、管理簿に登載の上、「備考」欄に「〇〇署〇号」と確認をした署の名称及び番号を朱書きし、当該確認をした署に連絡すること。
- 3 2の連絡を受けた署は、「備考」欄に「〇年〇月〇日、〇〇署転出」と朱書きすること。
- 4 再交付をしたときは、「備考」欄に「〇年〇月〇日、再交付」と朱書きすること。
- 5 返納されたときは、「備考」欄に「〇年〇月〇日、返納」と朱書きすること。